

草津市告示第 2 1 1 号

令和 6 年度草津市低所得者支援臨時給付金支給事務
実施要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 7 月 1 7 日

草津市長 橋 川 渉

令和 6 年度草津市低所得者支援臨時給付
金支給事務実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、物価・賃金・生活総合対策とし
て、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増
を踏まえ、特に家計への影響が大きい令和 6 年度に
おける低所得世帯（令和 6 年度における住民税非課
税世帯および個人住民税均等割非課税世帯以外の世
帯であって、個人住民税所得割が課せられていない
者のみで構成されている世帯ならびにこれらの世帯
において 1 8 歳以下の者を扶養している世帯）に対
して、臨時的な措置として実施する、令和 6 年度草
津市低所得者支援臨時給付金事業に関し、必要な事
項を定める。

(定義)

第 2 条 令和 6 年度草津市低所得者支援臨時給付金
は、前条の目的を達するために、市長によって贈与
される給付金をいう。

(支給対象者)

第 3 条 令和 6 年度草津市低所得者支援臨時給付金の
支給対象者は、次の各号に掲げるいずれかの者とし
る。

(1) 令和 6 年 6 月 3 日（以下「基準日」という。）

において、草津市の住民基本台帳に記録されてい
る住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税
世帯（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和 4 2
年法律第 8 1 号）第 8 条の規定により住民票を消
除されていた者で、基準日において、日本国内で
生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳
にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後
初めて草津市の住民基本台帳に記録されることと
なった世帯を含む。）の世帯主とする。ただし、
次に掲げる世帯は、支給要件を満たさないものと
する。

ア 令和 6 年 1 月 2 日以降に日本国外から転入し
た者を含む世帯

イ 市町村民税均等割が課税されている者の扶養
親族（1 6 歳未満の者および生計を同一にする
配偶者ならびに地方税法の規定による青色事業

専従者および事業専従者も含む。）のみで構成
される世帯および租税条約による免除の適用の
届出によって所得割が課されていない者を含む
世帯

ウ 既に市長から草津市住民税非課税世帯重点
支援給付金支給事務実施要綱（令和 6 年草津市
告示第 9 号）の規定に基づく給付金（以下「重
点支援給付金」という。）の支給を受けた世帯
および令和 5 年度草津市低所得者支援臨時給付
金支給事務実施要綱（令和 6 年草津市告示第
2 1 2 号）の規定に基づく給付金の支給を受け
た世帯（支給を辞退した世帯、申請を取り下げ
た世帯、申請等を行わず支給を辞退したもの
とみなされた世帯および申請を取り下げた
とみなされる世帯を含む。）と同一の世帯または当該
世帯の世帯主であった者（当該基準日以降の修
正申告等により支給対象外となったことを理由
に申請等を行わなかった世帯を除く。）を含む
世帯

エ 基準日において、草津市の住民基本台帳に記
録されている者であって、重点支援給付金、令
和 5 年度草津市低所得者支援臨時給付金、令和
6 年度草津市低所得者支援臨時給付金に相当す
るものの支給を既に他の市町村から受けている
者を含む世帯

(2) 令和 6 年度における住民税非課税世帯および
均等割のみ課税世帯において 1 8 歳以下の者を扶
養している世帯の世帯主とする。また、支給の対
象となる 1 8 歳以下の者（以下「対象児童」とい
う。）は、支給対象者と同一の世帯に属する者
（平成 1 8 年 4 月 2 日から基準日までに出
生した者（日本国内に住所を有する者または児童手
当法施行規則（昭和 4 6 年厚生省令第 3 3 号）第 1 条
で定める理由により日本国内に住所を有しない者
に限る。））および基準日の翌日から市長が別に
定める日までに出
生した者（以下「新生児」という。）とし、新生児
にあたっては、基準日以降に住民税非課税または
住民税均等割のみ課税世帯に世帯変更があつた
場合でも、原則として基準日時点の住民税非課
税または住民税均等割のみ課税世帯において、対
象児童の要件を満たすものとする。ただし、次に
掲げる世帯および児童は、支給要件を満たさない
ものとする。

ア 1 8 歳以下の者が世帯主である世帯

イ 1 8 歳以下の者が支給対象者と生計を同一に
していない世帯（同一の世帯に属さない 1 8 歳

以下の者の生計を同一にする旨の申出を別に定める申出書により受けた場合は、当該支給対象者の属する世帯において、支給の要件を満たすものとする。)

ウ 既に、市長から令和5年度低所得者支援臨時給付金の対象児童として、給付金の支給を受けた世帯（支給を辞退した世帯、申請を取り下げた世帯ならびに申請等を行わず、支給を辞退したものとみなされた世帯および申請を取り下げたものとみなされた世帯を含む。）の対象児童

エ 既に他の市町村から、令和5年度草津市低所得者支援臨時給付金および令和6年度草津市低所得者支援臨時給付金に相当する給付金の支給を受けている対象児童

(支給額)

第4条 前条に掲げる支給対象者に対して支給する令和6年度草津市低所得者支援臨時給付金の金額は、次の各号に掲げる金額とする。

(1) 前条第1号に掲げる世帯 1世帯あたり100千円

(2) 前条第2号に掲げる世帯 対象児童数に50千円を乗じて得た額

(受給権者)

第5条 令和6年度草津市低所得者支援臨時給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者または市長が特に認める者）とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）および老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が別に定める。

(支給の方式)

第6条 令和6年度草津市低所得者支援臨時給付金の支給を受けようとする者は、令和6年度草津市低所得者支援臨時給付金支給要件確認書（別記様式第1号。以下「確認書」という。）および令和6年度草津市低所得者支援臨時給付金申請書（請求書）（別記様式第2号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 確認書の提出は郵送等により行い、令和6年度草津市低所得者支援臨時給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号および第4号に掲げる受領方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号または第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が確認書または申請書を郵送により提出し、申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が確認書または申請書を草津市の窓口に出し、申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が確認書または申請書を郵送により、または草津市の窓口において提出し、当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(4) 現金書留受領方式 申請者が確認書または申請書を郵送により提出し、現金書留で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、令和6年度草津市低所得者支援臨時給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出または提示するものとする。

(申請不要の支給の方式)

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、公金受取口座情報を取得できた者等であって、第3条に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者に対し、令和6年度草津市低所得者支援臨時給付金の支給を行う旨の通知を行うものとする。

2 令和6年度草津市低所得者支援臨時給付金の支給対象者は、前項の通知を受けた際、令和6年度草津市低所得者支援臨時給付金の受給の拒否等を届け出ることができる。この場合において、支給対象者は、受取口座（変更）登録届・辞退届（低所得者支援臨時給付金）（別記様式第3号）を提出しなければならない。

3 市長は、令和6年8月13日までに前項の届出等がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、令和6年度草津市低所得者支援臨時給付金を支給する。

4 市長が通知した場合の令和6年度草津市低所得者支援臨時給付金の支給は、次の各号に掲げる方式の

いずれかにより行う。

- (1) 公的給付支給口座振込方式 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 3 8 号）第 1 0 条の規定に基づき取得した口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 第 3 項の支給決定前までに、支給対象者が別記様式第 3 号を提出し、市長が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式（代理による申請）

第 8 条 申請者に代わり、代理人として第 6 条第 1 項の規定による確認書または申請書の提出および第 7 条第 2 項の規定による受給の拒否または指定口座の届出を行うことができる者は、次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点における受給権者の属する世帯の世帯構成員
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

2 代理人が令和 6 年度草津市低所得者支援臨時給付金の確認書を提出するときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書の委任欄への記載をする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出または提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 市長は、前項の規定にかかわらず代理人が第 1 項第 1 号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

4 草津市は、第 1 項第 2 号および第 3 号の者にあつては、次の各号に掲げるものにより、代理権を確認するものとする。

- (1) 第 1 項第 2 号に規定する代理人 法定代理人であることを証明するために必要な次に掲げる書類
ア 戸籍その他親権者であることがわかる公的証明書の写し
イ 成年後見登記制度に基づく未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人はその旨が記載された登記事項証明書の写しその他公的身分証明書の写し
ウ その他市長が認める証明書
- (2) 第 1 項第 3 号に規定する代理人 本人との関係性がわかる市長が認める書類

（申請期限等）

第 9 条 令和 6 年度草津市低所得者支援臨時給付金の申請受付開始日は、令和 6 年 7 月 2 9 日とする。

2 令和 6 年度草津市低所得者支援臨時給付金の確認書および申請書の申請期限は、令和 6 年 1 0 月 3 1 日とする。

（支給の決定）

第 1 0 条 市長は、第 6 条の規定により確認書または申請書（以下「確認書等」という。）を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し令和 6 年度草津市低所得者支援臨時給付金を支給する。

（令和 6 年度草津市低所得者支援臨時給付金の支給等に関する周知等）

第 1 1 条 市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第 1 2 条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第 9 条第 2 項の確認書等の申請期限までに第 6 条の確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が令和 6 年度草津市低所得者支援臨時給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第 1 0 条の規定による確認書等を受理した後、または、支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

3 市長が第 7 条第 3 項の規定による支給決定を行った後、第 7 条第 4 項の口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出した指定口座とする。）に令和 6 年度草津市低所得者支援臨時給付金の支給として振込を行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込が口座解約・変更等の事由により令和 6 年 1 1 月 3 0 日までに完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第 1 3 条 市長は、偽りその他の不正の手段により令和 6 年度草津市低所得者支援臨時給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った令和 6 年度草津市低所得者支援臨時給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡または担保の禁止）

第 1 4 条 令和 6 年度草津市低所得者支援臨時給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第 1 5 条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 7 月 1 7 日から施行する。
(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 6 年 1 1 月 3 0 日限り、その効力を失う。ただし、第 1 3 条に規定する不当利得の返還については、なお従前の例による。

別記

様式第 1 号 (第 6 条第 1 項関係)

年 月 日

様

塩賀県草津市長

低所得者支援臨時給付金支給要件確認書

低所得者支援臨時給付金支給要件確認書について、令和 6 年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象世帯に該当する見込みのため、本確認書を送付いたします。
以下の内容を確認いただき **令和 6 年 1 0 月 3 1 日 (木) まで (必着)** に、この確認書を返送してください。

支 給 日

支給口座

支 給 額

支給方法

■世帯主の方が記入してください。

1. 確認欄 (以下の項目を確認し、確認後にチェック欄 (□) にレを入れてください。)

☐ ① 住民税が課されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯ではない。

☐ ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいない。

☐ ③ 他市町村で同趣旨の給付金 (1 0 万円) の支給を受けていない。

※①～③のいずれにもチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。
(いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。)

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合および返送した確認書に不備があり草津市が定める期限までに必要な修正が行われない場合、市は未給付金の支給を停止したとみなします。

2. 署名欄 (上記記入内容に相違がないことを確認し、署名ください)

世帯主氏名		確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号	
-------	--	-----	----	---	---	---	---------	--

本給付金を辞退する場合や、**上記口座が空欄の場合には、別紙受取口座 (変更) 登録票・辞退票をご提出ください。**

(裏面、代理人による手続きの場合に限り記入してください。)

【給付金の振込先口座について】

同封の受取口座 (変更) 登録届・辞退届に、振込を希望する口座を記入し、添付書類をご用意ください。

※ 代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・支給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・支給を行う場合】

代理人	ふりがな 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所 日中に連絡可能な電話番号 ()	
				世帯主氏名	署名

上記の者を代理人と認め、
低所得支援臨時給付金の
(確認・請求
支給
確認・請求および受給)

を委任します。
一法定代理の場合は、
委任方法の選択は不要です。

本人 (代理人) 確認書類

※運転免許証 (表裏)、健康保険証、マイナンバーカード (表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し【いずれか1つ】

○代理人が申請 (請求) 受給する場合は、世帯主本人のものに加え、代理人の本人確認書類の写し (コピー) もご同封ください。

○代理人が世帯主本人と同一の世帯員でない場合は、世帯主本人との関係が分かる資料も添付してください。

様式第 2 号（第 6 条第 1 項関係）

市区町村
受付印

様

支給市区町村（※令和 6 年 6 月 3 日時点の市区町村）	
草津市	長宛

令和6年度低所得者支援臨時給付金 申請書（請求書）
（申請を必要とする世帯の場合）

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者（世帯主）

（ふりがな） 氏 名	生年月日	申請者の現住所（住民票所在地）
	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話（ ）

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和 6 年 6 月 3 日時点の世帯の全ての構成員について記載

○令和6年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税課税（非課税）証明書を添付してください。（該当する方全員）※添付がない場合は、この給付金を支給することができません。
○既に住民税非課税世帯等に対する給付金の支給を受けた世帯または当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、対象となりません。
令和5年12月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、記載された住所の市町村に支給の有無を確認する場合があります。

No.	（ふりがな）	申請者との続柄	生年月日	令和6年1月1日 および 令和5年12月1日 時点の住所	異なる場合には それぞれの時点の住所を記載	住民税課税状況
1				R6. 1. 1時点の住所 ☐ 同一 ☐ 異なる R5. 12. 1時点の住所 ☐ 同一 ☐ 異なる		令和6年度 ☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 課税(均等割のみ)
2				R6. 1. 1時点の住所 ☐ 同一 ☐ 異なる R5. 12. 1時点の住所 ☐ 同一 ☐ 異なる		令和6年度 ☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 課税(均等割のみ)
3				R6. 1. 1時点の住所 ☐ 同一 ☐ 異なる R5. 12. 1時点の住所 ☐ 同一 ☐ 異なる		令和6年度 ☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 課税(均等割のみ)
4				R6. 1. 1時点の住所 ☐ 同一 ☐ 異なる R5. 12. 1時点の住所 ☐ 同一 ☐ 異なる		令和6年度 ☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 課税(均等割のみ)
5				R6. 1. 1時点の住所 ☐ 同一 ☐ 異なる R5. 12. 1時点の住所 ☐ 同一 ☐ 異なる		令和6年度 ☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 課税(均等割のみ)
6				R6. 1. 1時点の住所 ☐ 同一 ☐ 異なる R5. 12. 1時点の住所 ☐ 同一 ☐ 異なる		令和6年度 ☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 課税(均等割のみ)
7				R6. 1. 1時点の住所 ☐ 同一 ☐ 異なる R5. 12. 1時点の住所 ☐ 同一 ☐ 異なる		令和6年度 ☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 課税(均等割のみ)
8				R6. 1. 1時点の住所 ☐ 同一 ☐ 異なる R5. 12. 1時点の住所 ☐ 同一 ☐ 異なる		令和6年度 ☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 課税(均等割のみ)
9				R6. 1. 1時点の住所 ☐ 同一 ☐ 異なる R5. 12. 1時点の住所 ☐ 同一 ☐ 異なる		令和6年度 ☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 課税(均等割のみ)
10				R6. 1. 1時点の住所 ☐ 同一 ☐ 異なる R5. 12. 1時点の住所 ☐ 同一 ☐ 異なる		令和6年度 ☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告 ☐ 課税(均等割のみ)

3. 振込口座（原則、1. の申請・請求者名義の口座） ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 （右詰めでお書きください。）	（フリガナ） 口座名義
銀行 農協 金庫 漁協 信用組合 信用連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は、※欄にご記入ください。		通帳番号（右詰めでお書きください。）	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号 をお書きください。	1 0 ※			

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、草津市人とからしのサポートセンターにお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください。

【代理申請・受給を行う場合】

代理人	ふりがな	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所	
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成		
			年 月 日	日中連絡可能な電話番号 ()	
上記の者を代理人と認め、 低所得者支援臨時給付金の（確認・請求 受給 確認および受給）を委任します ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。			世帯主氏名	署名	

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック（レ）してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 低所得者支援臨時給付金の支給要件(*)に該当します。
※ 低所得者支援臨時給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
- ① ア 基準日（令和 6 年 6 月 3 日）時点で草津市に住民登録がある。
イ 世帯の全員が令和 6 年度住民税所得割が課されていない（定額減税前）。
ウ 世帯の全員が、令和 6 年度住民税が課されている他の親族等の税法上の扶養を受けている世帯ではない。
(注) 住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
 - ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
 - ③ 既に草津市または他の市区町村で令和 5 年度住民税非課税世帯重点支援給付金（7 万円）または均等割課税世帯に対する給付金（10 万円）、こども加算および令和 6 年度同趣旨の給付金の給付対象となっていない。
 - ④ 低所得者支援臨時給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
 - ⑤ こども加算を申請した場合、当該児童を扶養しています。
 - ⑥ この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、低所得者支援臨時給付金の請求書として取扱いします。
 - ⑦ 支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、本市が定める期間までに、本市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、低所得者支援臨時給付金が支給されないことに同意します。
 - ⑧ 低所得者支援臨時給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や低所得者支援臨時給付金給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、低所得者支援臨時給付金を返還します。

提出書類 (下記書類を封筒に同封して送付してください。)

- ☐ 低所得者支援臨時給付金申請書（請求書）
（申請を必要とする世帯の場合）（本書）
※必要事項をご記入ください。
- ☐ 『申請・請求者本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』
※申請・請求者の運転免許証（表裏）、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。【いずれか 1 つ】
※代理人が申請（請求）受給する場合は、世帯主本人のものに加え、代理人の本人確認書類の写し（コピー）もご同封ください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。
- ☐ （「現住所と令和 6 年 1 月 1 日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分）
令和 6 年 1 月 1 日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和 6 年度住民税課税（非課税）証明書』の写し（コピー）

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

様式第3号（第7条第2項関係）

受取口座(変更)登録届・辞退届（低所得者支援臨時給付金）

草津市長 宛

市区町村
受付印

1. 届出者（世帯主）

(フリガナ)	生年月日	現住所
氏名	明治・大正・昭和・平成・令和	
	年 月 日	電話 ()

【誓約・同意事項】

- ☐ 届出書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、本市が定める期間までに不備が解消されない場合は、低所得者支援臨時給付金が給付されないことに同意します。

2. 受取口座の(変更)登録（原則、1. 届出者（世帯主）名義の口座）

- ☐ 私は、「低所得者支援臨時給付金」が下記の金融機関口座に振り込まれることを希望します。

※下欄に記入し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。長期間入出金のない口座を記入しないでください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (左詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 届出者(世帯主)」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	1. 銀行 6. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信託連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください。)	通帳番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見 開き左上またはキャッシュカードに記載された記 号・番号をご記入ください。	1			

- ☐ 私は、下記の理由により窓口での現金給付を希望します。

- ☐ ①金融機関口座を開設していないため
☐ ②金融機関から著しく離れた場所に居住しているため
☐ ③その他 ()

3. 給付金の辞退

- ☐ 私は、「低所得者支援臨時給付金」（住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯分）の給付を受けることを辞退します。

- ☐ 私は、「低所得者支援臨時給付金」（子ども加算分）の給付を受けることを辞退します。

※（住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯分）および（子ども加算分）の両方を辞退される場合は、2つともにチェックしてください。

提出書類

- ☐ 『低所得者支援臨時給付金支給要件確認書』
☐ 『受取口座(変更)登録届・辞退届（低所得者支援臨時給付金）』
※本書のことです。必要事項をご記入のうえ提出ください。
☐ 『世帯主の本人確認書類（写し）』
※届出者（世帯主）の運転免許証（表裏）、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。【いずれか1つ】
☐ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』（口座(変更)登録を希望する場合のみ）
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

(令和6年7月17日揭示済み)